手数料取扱要綱

この要綱は、豊中市水道事業給水条例(昭和35年豊中市条例第23号以下「条例」という。) 第36条第1項第1号に規定する手数料の具体的な徴収方法について、必要な事項を定める ものである。

- 1. 工事の申込みについて
- (1)申込みは、1給水装置工事につき1申込みで行うものとする。ただし、棟続きの建物 は除く。
- (2)宅地造成等に伴う「引込工事」だけの場合は一括申込みとする。
- (3)2戸以上が使用する既設給水管の取替え工事だけの場合も一括申込みとする。
- 2. 手数料納付の期限
- (1)削除
- (2)設計審査手数料は、給水装置工事申込書(以下「申込書」という。)を受理し審査した 後、豊中市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が発行する納付書により、 20日以内に納付すること。
- (3) しゅん工検査手数料は、(2) の設計審査手数料と同時に納付すること。
- 3.手数料の徴収

(新設工事)

(1)宅地造成地等の引込工事でメーター設置の伴わない工事をする場合は、次の給水管に メーターを設置するものとみなして、その口径により「新設」の手数料を徴収する。

宅地内に敷設する最大口径の給水管

一括申請で宅地内に敷設する複数の引込工事がある場合は、宅地内に敷設する給水 管の最大口径の給水管 1 ヶ所分とする。

宅地内の敷設が伴わない場合は、分岐する給水管の最大口径とする。

(2)宅地造成地等の引込工事でメーター設置のあるものとメーター設置の伴わない工事を 同時に行う場合は、次の給水管にメーターを設置するものとみなして、その口径により 「新設」の手数料を徴収する。

設置するメーター口径とメーター設置を伴わない工事の宅地内に敷設する最大口径 の給水管とする。

- 一括申請で宅地内に敷設する複数の引込工事がある場合は、設置するメーター口径 分とメーター設置の伴わない分の内、宅地内に敷設する最大口径の給水管 1 ヶ所分と する。
- (3)宅地内で既に引込みされた給水管を利用して、新たにメーターを設置するメーター口径により「新設」の手数料を徴収する。
- (4)新たに引込工事と、建物内の工事を同時に施行する場合、メーター口径により「新設」 の手数料を徴収する。
- (5)棟続きの建物に工事する場合、設置するメーター口径及びメーター設置数により「新

設」の手数料を徴収する。

- (6)マンション等で受水槽式給水の工事は、設置するメーターの口径で「新設」の手数料を徴収する。
- (7)開発工事の都合上、(消防水利として)配水管に消火栓を設置する場合、消火栓の口径で「新設」の手数料を徴収する。

(改造工事)

(8)同一路線に既に複数の給水管が敷設されており、これを統合して新たに給水管を敷設する場合は、次の給水管にメーターを設置するものとみなして、その口径により「改造」の手数料を徴収する。

当該申込みに係る宅地内に敷設されるメーター口径分(メーター設置のない場合は、 宅地内に敷設する最大口径の給水管)と同一路線に係る既設給水管の統合工事に伴う 接合替え部分の既設メーター口径分をそれぞれ徴収する。

新たに敷設される給水管を局が採納する場合は、当該申込みに係る宅地内に敷設されるメーター口径分(メーター設置のない場合は、宅地内に敷設する最大口径の給水管)とする。

- (9)共有する引込み部分を取替えする場合、既設メーター口径により「改造」の手数料を 徴収する。
- (10)引込み部分、宅地及び建物内を同時に取替えする場合、メーター口径により「改造」 の手数料を徴収する。
- (11)引込み部分を取替えし、同時にメーターも増径する場合、増径するメーター口径により「改造」の手数料を徴収する。
- (12)引込み部分、宅地及び建物内を同時に取替えとし、同時にメーターも増径する場合、 増径するメーター口径により「改造」の手数料を徴収する。
- (13) 既設の引込み部分を利用し、メーター以後を取替えする場合、改造する給水管の内 最大口径の給水管にメーターを設置するものとみなして、その口径により「改造」の手 数料を徴収する。
- (14)既設の引込み部分を利用し、メーターの増径とメーター以後を布設替えする場合、 増径するメーター口径により「改造」の手数料を徴収する。

(増設工事)

(15)既設メーター以後で増設工事をする場合は、増設する給水管のうち最大口径の給水管にメーターを設置するものとみなし、その口径により「増設」の手数料を徴収する。 (その他)

- (16)3戸以上で、新設、改造、増設を同時に施行する場合、新設、改造は設置するメーター口径で、増設については、増設する給水管のうち最大口径の給水管にメーターを設置するものとみなして、その口径より、それぞれの「工事内容」で手数料を徴収する。
- (17)2戸以上で、改造、増設を同時に施行する場合、 改造は設置するメーター口径で、 増設については、増設する給水管のうち最大口径の給水管にメーターを設置するものと みなして、その口径により、それぞれの「工事内容」で手数料を徴収する。

- (18)同一給水装置で、増設、撤去を同時に施行する場合、増設については、増設する給水管のうち最大口径の給水管にメーターを設置するものとみなして、その口径により「増設」の手数料を徴収する。
- (19)同一給水装置で、改造、増設を同時に施行する場合、改造・増設する給水管のうち 最大口径の給水管にメーターを設置するものとみなして、その口径により、改造、増設 する給水管のうち最大口径の敷設工事内容で「改造」又は「増設」の手数料を徴収する。
- (20)同一給水装置で、改造、撤去を同時に施行する場合、 改造する給水管のうち最大口 径の給水管にメーターを設置するものとみなして、その口径により「改造」の手数料を 徴収する。ただし、平成14年4月1日から平成16年9月30日までに、親メーター方 式による直結式で給水した共同住宅等において、親メーターを撤去し各戸メーターを設 置する改造工事を行った場合は、親メーターの改造工事以外に改造工事の対象となる工 事がないものに限り、手数料は徴収しない。
- (21)既設給水装置を利用し、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置以外で、申込みに係る給水管の延長が10メートル未満の改造又は増設工事をする場合、 軽易な工事として手数料は徴収しない。
- (22)削除

附 則

この要綱は、昭和59年11月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成元年5月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成22年3月11日から実施する。